

## 白山市犯罪被害者等支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、白山市犯罪被害者等支援条例（令和4年12月22日条例第31号。以下「条例」という）及び白山市犯罪被害者等支援条例施行規則（令和5年3月24日規則第9号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例及び規則に定めるところによる。

(総合的な窓口)

第3条 条例第7条に規定する総合的支援窓口（以下「窓口」という。）は、犯罪被害者等の状況等に配慮した措置を講ずるものとする。

2 窓口で受け付ける相談は、条例第8条1号に規定する支援等を行うほか、相談内容について、犯罪被害者等支援相談受理票（様式第1号）を作成するものとする。

(情報提供票)

第4条 窓口において、規則第3条に規定する情報提供を行う旨の連絡があったときは、犯罪被害者情報提供受理票（様式第2号）を作成するものとする。

(支援の申請)

第5条 規則第5条第2項、第8条、第13条、第20条、第27条、第28条、第29条、第30条に規定する支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は犯罪被害者等支援申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。この場合において、申請者は、支援が適正に行われるよう原則として事前に本市（市民生活部地域安全課）に相談するものとする。

(遺族支援金等の支給申請)

第6条 規則第7条第1項各号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、前項の犯罪被害者等支援申請書（様式第3号）に次に掲げる区分ごとに掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。ただし、他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部

の添付を省略することができる。

(1) 重傷病等支援金

- ア 犯罪被害者が犯罪行為発生時に市民であることを証する書類
- イ 負傷又は疾病の状態及び加療に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書その他の証明書
- ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 遺族支援金

- ア 犯罪被害者が犯罪行為発生時に市民であることを証する書類
- イ 死亡診断書、死体検案書等の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
- ウ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- エ 申請者と犯罪被害者との事実上婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、その事実を認めることができる書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(3) 検案費用支援金

前号に規定するアからオまでの書類等のほか、死体検案書作成費用が明らかとなる請求書又は領収証等

2 規則第6条第3項に規定する遺族間の協議により遺族支援金の支給を受ける者を定めた場合は、犯罪被害者等支援金受給者申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（精神的不調に対する支援申請）

第7条 規則第8条各号に規定する支援を受けようとする者は、犯罪被害者等支援申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し市長に申請するものとする。ただし、規則に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 精神医療費用及びカウンセリング費用の助成申請を犯罪被害者が行うとき

- ア 申請者及び利用者（以下「申請者等」という。）が申請時に市民であることを証する書類
  - イ 申請者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証明する医師の診断書
  - ウ 精神医療費用又はカウンセリング費用の支払を証する領収書等
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 精神医療費用及びカウンセリング費用の助成申請を遺族等又は家族等が行うとき
- ア 申請者等が申請時に市民であることを証する書類
  - イ 犯罪被害者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書等の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
  - ウ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書
  - エ 申請者等と犯罪被害者が親族関係にあった（ある）場合は、その続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
  - オ 申請者等と犯罪被害者が事実上の婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類
  - カ 精神医療費用又はカウンセリング費用の支払を証する領収書等
  - キ その他市長が必要と認める書類
- (家事等の支援申請)

第8条 規則第13条各号に規定する支援を受けようとする者は、犯罪被害者等支援申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し市長に申請するものとする。ただし、規則に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

- (1) 物品借用費、家事ヘルパー派遣費用及び一時保育費用の助成申請を犯罪被害者が行うとき
- ア 申請者が申請時に市民であることを証する書類
  - イ 申請者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する

医師の診断書

ウ 物品借用費及び一時保育費用の助成の場合は、当該費用の支払を証する領収書等

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 物品借用費、家事ヘルパー派遣費用及び一時保育費用の助成申請を遺族等又は家族等が行うとき

ア 申請者が申請時に市民であることを証する書類

イ 犯罪被害者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書等の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証することができる書類

ウ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書

エ 申請者等と犯罪被害者が親族関係にあった場合は、その続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ 申請者等と犯罪被害者が事実上の婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった場合は、その事実を認めることができる書類

カ 物品借用費及び一時保育費用の助成の場合は、当該費用の支払を証する領収書等

キ その他市長が必要と認める書類

(居住の安定を図るための支援申請)

第9条 規則第20条各号に規定する支援を受けようとする者は、犯罪被害者等支援申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し市長に申請するものとする。ただし、規則に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 宿泊費の助成申請を犯罪被害者が行うとき

ア 申請者等が申請時に市民であることを証する書類

イ 申請者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書

ウ 申請者等が親族関係にある場合は、その続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

- エ 申請者等が事実上の婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にある場合は、その事実を認めることができる書類
  - オ 宿泊費の支払を証する領収証等
  - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 宿泊費の助成申請を遺族等又は家族等が行うとき
- ア 申請者等が申請時に市民であって、犯罪被害者と同居していたことを証する書類
  - イ 犯罪被害者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書等の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
  - ウ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書
  - エ 申請者等が犯罪被害者と親族関係にあった（ある）場合は、その続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
  - オ 申請者等と犯罪被害者が事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類
  - カ 宿泊費の支払を証する領収書等
  - キ その他市長が必要と認める書類
- (3) 転居費の助成申請を犯罪被害者が行うとき
- ア 申請者が申請時に市民であることを証する書類
  - イ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書
  - ウ 転居費の支払を証する領収書等
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (4) 転居費の助成申請を遺族等又は家族等が行うとき
- ア 申請者が申請時に市民であって、犯罪被害者と同居していたことを証する書類
  - イ 犯罪被害者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書等の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証することができる書類
  - ウ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証

する医師の診断書

エ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ 申請者と犯罪被害者と事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類

カ 転居費の支払を証する領収書等

キ その他市長が必要と認める書類

(5) 家賃の助成を犯罪被害者が行うとき

ア 申請者が申請時に市民であることを証する書類

イ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書

ウ 新たな住居に係る賃貸借契約書

エ 家賃の支払を証する書類

オ その他市長が必要と認める書類

(6) 家賃の助成申請を遺族等又は家族等が行うとき

ア 申請者が申請時に市民であって、犯罪被害者と同居していたことを証明することができる書類

イ 犯罪被害者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書等の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

ウ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書

エ 申請者が犯罪被害者と親族関係にあった（ある）場合は、その続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ 申請者等と犯罪被害者が事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類

カ 新たな住居に係る賃貸借契約書等

キ 家賃の支払を証する書類

ク その他市長が必要と認める書類

2 第1項第1号に規定する宿泊費助成の申請については、第1項の規定にかかわらず、申請者の置かれている状況や緊急性を鑑みて申請書の提出が困難

と市長が認める場合は、申請者からの口頭による申出を申請書の提出したものとみなすことができる。

(法律相談の支援申請)

第10条 規則第29条に規定する支援を受けようとする者は、犯罪被害者等支援申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し市長に申請するものとする。ただし、規則に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 法律相談の支援申請を犯罪被害者が行うとき

ア 申請者が申請時に市民であることを証する書類

イ 申請者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書

ウ その他市長が必要と認める書類

(2) 法律相談の支援申請を遺族等又は家族等が行うとき

ア 申請者が申請時に市民であることを証する書類

イ 犯罪被害者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書等の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類

ウ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書

エ 申請者が犯罪被害者と親族関係にあった(ある)場合は、その続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

オ 申請者と犯罪被害者が事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった(ある)場合は、その事実を認めることができる書類

カ その他市長が必要と認める書類

(真相究明活動に係る費用の助成申請)

第11条 規則第30条に規定する支援を受けようとする者は、犯罪被害者等支援申請書(様式第3号)に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し市長に申請するものとする。ただし、規則に規定する他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合は、その一部の添付を省略することができる。

- (1) 真相究明活動に係る費用の助成申請を犯罪被害者が行うとき
  - ア 申請者が申請時に市民であることを証する書類
  - イ 申請者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書
  - ウ 真相究明活動に係る費用の支払を証する領収書等
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 真相究明活動に係る費用の助成申請を遺族等又は家族等が行うとき
  - ア 申請者が申請時に市民であることを証する書類
  - イ 犯罪被害者が死亡した場合は、死亡診断書、死体検案書等の写し、その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
  - ウ 犯罪被害者が重傷病等を負った場合は、その負傷又は疾病の程度を証する医師の診断書
  - エ 申請者が犯罪被害者と親族関係にあった（ある）場合は、その続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
  - オ 申請者と犯罪被害者が事実上の婚姻又は養子縁組関係と同様の事情にあった（ある）場合は、その事実を認めることができる書類
  - カ 真相究明活動に係る費用の支払を証する領収書等
  - キ その他市長が必要と認める書類

（支援決定通知）

第12条 規則第33条第2項に規定する通知は、犯罪被害者等支援決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援取り消し通知）

第13条 規則第34条に規定する支援取消しの通知は、犯罪被害者等支援取消通知書（第6号様式）により行うものとする。

（支援金等返還通知）

第14条 規則第35条第2項に規定する支援金等の返還を求める通知は、犯罪被害者等支援金等返還請求通知書（第7号様式）により行うものとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。